# 訪問看護重要事項説明書

(2024年4月1日 現在)

# 1. あなたへのサービス担当窓口

| 電 話 番 号 026-247-8182 (8:30~17:30) |
|-----------------------------------|
|-----------------------------------|

# 2. 訪問看護ステーションぴいすの概要

#### (1) 事業所の名称、所在地等

| 事業所名         | リリーフライフ訪問看護ステーションぴいす             |
|--------------|----------------------------------|
| 所 在 地        | 長野県須坂市大字須坂 1387-5                |
| 介護保険事業所番号    | 2060790066                       |
| 通常の事業の実施地域 ※ | 須坂市、小布施町、高山村、長野市(篠ノ井、七二会、大岡、中条、戸 |
|              | 隠、鬼無里地区は除く)                      |

※上記地域以外の方でもご希望の方は、ご相談ください。

#### (2) 同事業所の職員体制

- ・管理者 看護師または保健師1名(兼務)
- ・保健師、看護師または准看護師 常勤換算 2.5 人以上(うち1人は常勤)
- ・理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

# (3) 営業日、サービスの提供時間

| N. 180 | 月曜日~金曜日 (但し、12月29日から1月3日を除く。)   |
|--------|---------------------------------|
| 営業日    | *休日体制で、訪問の必要な方について対応しております。     |
| 営業時間   | 8:30~17:30 *ただし、24時間体制を整えております。 |

# 3. サービス内容

- ・病状観察 ・清潔の援助 ・排泄の援助 ・各種カテーテルの管理、交換 ・褥瘡処置
- ・終末期の援助 ・緊急時対応
- ・リハビリテーション (訪問看護の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに理学療法士等が行うことがある。) ・24 時間連絡体制 ・介護、健康相談 等

## 4. 利用料金

# (1) 利用料

利用者様からいただく利用者負担金は、介護保険からの給付サービスを利用する場合は、別紙1「介護保険訪問 看護サービス利用料について」のとおりです。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己 負担となります。

# (2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 : 電話 026-247-8182

| ご利用の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合 | 無料                     |
|----------------------------|------------------------|
| 前日の17:00までにご連絡をいただけなかった場合  | 介護保険での正看護師による訪問看護 1 時間 |
|                            | 相当の基本利用料の 50%とする       |

※利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はその場限りではない。

## (3) その他

- ① 利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気などの費用は、利用者様の 負担になります。
- ② 料金の支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、現金又はご指定の金融機関口座からの引き落とし (毎月 20 日) とさせていただきます。

# 5. 当事業所のサービスの特徴

(1) 運営の方針

利用者様のご希望によく耳を傾けるように心がけると共に、介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅に おいて満足な気持ちでいきいきと生活できるようなサービス提供に尽力いたします。

#### (2) サービス利用のために

| 事 項        | 有・無 | 内 容  |
|------------|-----|--|
| 看護師の変更の可否  | 0   | 仕事の性格上、常に変更させていただきますが、ご希望があればお申<br>し出ください。 |
| 従業者への研修の実施 | 0   | 看護協会等の外部研修への参加及び内部研修の実施をしています。             |

# 6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業 所等へ連絡します。

### 7. 高齢者の虐待防止

事業者は利用者様の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上のために努めます。
- (2) 虐待の発生防止のための対策を検討する委員会を適宜開催するとともに、その結果を従業者間で周知徹底します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は速やかに担当介護支援専門員等に連絡します。

#### 8. 感染症対策

事業者において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備や備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアルを整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

# 9. ハラスメントの防止のための措置

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を築けるようハラスメントの防止に取り組みます。

(1) 職場において行われる性的な言動または、優越的な関係を背景とした言動であって、業務の適正な範囲を超えたものにより、身体的若しくは精神的な苦痛を与えられ、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

# 10. 業務継続に向けた取り組みについて

- (1) 感染症や災害発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図る ための計画(以下業務継続計画 BCP)を策定し、計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画 BCP について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画 BCP の見直しを行い、必要に応じて更新を行います。

# 11. サービス内容に関する苦情の連絡先

| 当事業所お客様 | 担当  | リリーフライフ訪問看護ステーションぴいす |
|---------|-----|----------------------|
| 相 談 窓 口 | 電 話 | 026-247-8182         |

# その他の相談・苦情窓口

| 名称               | 所 在 地                   | 電話番号            |
|------------------|-------------------------|-----------------|
| 長野県健康福祉部 介護支援課   | 長野市大字南長野字幅下 692-2       | 代表 026-232-0111 |
| 長野県福祉サービス        | 長野市若里7-1-7              | 直通 0120-28-7109 |
| 運営適正化委員会         | 長野県社会福祉協議会内             |                 |
| 長野県国民健康保険        | 長野市西長野町143-8            | 直通 026-238-1580 |
| 団体連合会            | 長野県自治会館内                |                 |
| 須坂市 高齢者福祉課 介護保険係 | 長野県須坂市大字須坂 1528 番地の 1   | 直通 026-248-9020 |
| 長野市 保健福祉部 介護保険課  | 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地      | 直通 026-224-7871 |
| 小布施町 健康福祉課 福祉係   | 長野県上高井郡小布施町大字小布施1491番地2 | 直通 026-214-9108 |
| 高山村 村民生活科 福祉係    | 長野県上高井郡高山村大字牧130番地1     | 直通 026-242-1201 |

# 【介護保険報酬改定による訪問看護利用料金について】

利用料 お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。 (要介護)

| 利用科 お又知いいたに、科金の中間は「記の   | こわりてす。(女月暖)       |                     |
|-------------------------|-------------------|---------------------|
| ○基本料金                   |                   | ※1 前年度の理学療法士等による訪   |
| ① 20 分未満                | 314 単位/回          | 問が看護職員の訪問回数を超えてい    |
| ② 30 分未満                | 471 単位/回          | る場合 8 単位減算          |
| ③ 30 分~1 時間未満           | 823 単位/回          | ※2 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を   |
| ④ 1 時間~1 時間 30 分未満      | 1128 単位/回         | 受けている状態や留置カテーテル等    |
| ⑤ 1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合 | 1428 単位/回         | を使用している状態であること      |
| ⑥ 理学療法士等による 20 分(1 回)※1 | 294 単位/回          | ※3 在宅酸素療法指導管理等を受け   |
| 1日に2回を超えて行う場合は90/100    |                   | ている状態や真皮を超える褥瘡の状    |
| ○加算                     |                   | 態等であること             |
| 特別管理加算(I)(1ヵ月あたり)※2     | 500 単位/月          | ※4 新規に訪問看護計画書を作成    |
| 特別管理加算(Ⅱ)(1ヵ月あたり)※3     | 250 単位/月          | し、病院や施設からの退院・退所当    |
| サービス提供体制強化加算(1 回の訪問毎に)  | 6 単位/回            | 日に訪問看護を実施           |
| 初回加算(I)※4               | 350 単位/回          | ※5 1.利用者又はその家族等から   |
| 初回加算 (Ⅱ)                | 300 単位/回          | 電話等により看護に関する意見を求    |
| 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)※5          | 600 単位/月          | められた場合に常時対応できる体制    |
| 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)※6          | 574 単位/回          | 2.緊急時訪問における看護業務の    |
| 退院時共同指導加算               | 600 単位/回          | 負担軽減に資する十分な業務管理等    |
| 看護・介護職員連携強化加算           | 250 単位/月          | の体制の整備が行われている。      |
| 複数名訪問看護加算(I)(1回の訪問毎に)※7 |                   | ※6 緊急時訪問看護加算(I)の1   |
| 複 1 (30 分未満)            |                   | 該当                  |
| 複 2 (30 分以上)            | 254 単位/回          | ※7 2人の看護師等が同時に訪問    |
| 複数名訪問看護加算(Ⅱ)(1回の訪問毎に)※8 | 402 単位/回          | 看護等を行う場合            |
| 複1 (30分未満)              |                   | ※8 看護師と看護補助者が同時に    |
| 複2 (30分以上)              |                   | 訪問看護を行う場合。          |
| 長時間訪問看護加算               | 201 単位/回          | ※9 死亡日および死亡前 14 日以内 |
| ターミナルケア加算※9             | 317 単位/回          | に2日以上のターミナルケア       |
| 准看護師による訪問               | 300 単位/回          | ※10 同一敷地内建物等の利用者又   |
| 同一建物減算(Ⅰ)※10            | 2,500 単位          | はこれ以外の同一建物の利用者 20   |
| 同一建物減算(Ⅱ)※11            | 10%減算             | 人以上にサービスを行う場合       |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算          | 10%減算             | ※11 同一敷地内建物等の利用者    |
| 業務継続計画未策定減算             | 15%減算             | 50 人以上にサービスを行う場合    |
|                         | 1%減算              | *自己負担金は1単位10円で計算    |
|                         | 1%減算              | し、その金額の負担割合に応じた     |
|                         |                   | 料金となります。            |
| 夜間・早朝・深夜の訪問看護           | 夜間・早朝・深夜に実施の場合    |                     |
|                         | 夜間(18:00~22:00)早朝 | (6:00~8:00) 25%加算   |
|                         | 深夜(22:00~6:00)    | 5 0 %加算             |
|                         |                   |                     |

| ○基本料金                        |                              | ※1 前年度の理学療法士等による訪問が   |
|------------------------------|------------------------------|-----------------------|
| 介護予防訪問看護 I 1(20分未満)          | 303 単位/回   看護職員の訪問回数を超えている場合 |                       |
| 介護予防訪問看護 I 2(30分未満)          | 451 単位/回                     | 単位減算                  |
| 介護予防訪問看護 I 3(30分以上1時間未満)     | 794 単位/回                     | (12 月を超えて行う場合、介護予防訪問  |
| 介護予防訪問看護 I 4 (1時間以上1時間 30 分未 | 1,090 単位/回                   | 看護費の減算を算定している場合は1回    |
| 満)                           |                              | につき 15 単位をさらに減算し、算定し  |
| 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合         | 284 単位/回                     | ていない場合は5単位減算)         |
| 介護予防訪問看護 I 5 1回(20分~)※1      |                              | ※2 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受け   |
| 2回を超えて行う場合は 50/100           |                              | ている状態や留置カテーテル等を使用     |
| ○主な加算・減算                     |                              | している状態であること           |
| 特別管理加算 (I) (1ヵ月あたり) ※2       | 500 単位/月                     | ※3 在宅酸素療法指導管理等を受けてい   |
| 特別管理加算(Ⅱ)(1ヵ月あたり)※3          | 250 単位/月                     | る状態や真皮を超える褥瘡の状態等で     |
| サービス提供体制強化加算(1回の訪問毎に)        | 6 単位/回                       | あること                  |
| 初回加算(Ⅰ)※4                    | 350 単位/回                     | ※4 新規に訪問看護計画書を作成し、病   |
| 初回加算 (Ⅱ)                     | 300 単位/回                     | 院や施設からの退院・退所当日に訪問看    |
| 緊急時訪問看護加算 (I) ※5             | 600 単位/月                     | 護を実施                  |
| 緊急時訪問看護加算(Ⅱ)※6               | 574 単位/回                     | ※5 1.利用者又はその家族等から電話   |
| 退院時共同指導加算                    | 600 単位/回                     | 等により看護に関する意見を求められ     |
| 看護・介護職員連携強化加算                | 250 単位/回                     | た場合に常時対応できる体制 2.緊急    |
| 複数名訪問看護加算 ( I ) (1 回の訪問毎に)   |                              | 時訪問における看護業務の負担軽減に     |
| <b>%</b> 7                   |                              | 資する十分な業務管理等の体制の整備     |
| 複 1 (30 分未満)                 | 254 単位/回                     | が行われている。              |
| 複 2 (30 分以上)                 | 402 単位/回                     | ※6 緊急時訪問看護加算(I)の1該当   |
| 複数名訪問看護加算(Ⅱ)(1回の訪問毎に)        |                              | ※7 2人の看護師等が同時に訪問看護    |
| <b>*</b> 8                   |                              | 等を行う場合                |
| 複1 (30分未満)                   | 201 単位/回                     | ※8 看護師と看護補助者が同時に訪問    |
| 複2 (30分以上)                   | 317 単位/回                     | 看護を行う場合。              |
| 長時間訪問看護加算                    | 300 単位/回                     | ※9 同一敷地内建物等の利用者又はこ    |
| 准看護師による訪問                    | 10%減算                        | れ以外の同一建物の利用者 20 人以上に  |
| 同一建物減算(Ⅰ)※9                  | 10%減算                        | サービスを行う場合             |
| 同一建物減算(Ⅱ)※10                 | 15%減算                        | ※10 同一敷地内建物等の利用者 50 人 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算               | 1%減算                         | 以上にサービスを行う場合          |
| 業務継続計画未策定減算                  | 1%減算                         | *自己負担金は1単位10円で計算し、    |
|                              |                              | その金額の負担割合に応じた料金とな     |
|                              |                              | ります。                  |
| 早朝・夜間・深夜の訪問看護                | 夜間・早朝・深夜に実施の場合               | ì                     |
|                              | ・夜間(18:00~22:00)             | 早朝(6:00~8:00)25%加算    |
| 1                            | I                            | . / I fata            |

・深夜(22:00~6:00)50%加算

# ◇ 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、サービス従業者が訪問するための 交通費の実費が必要です。(実施地域を超えて 2km 毎 250 円)

# 

死亡後は保険対象となりませんので、下記のとおり実費を申し受けさせていただきます。

| 2 直 47 11,000 円 | 処 置 料 | 11,000 円 |
|-----------------|-------|----------|
|-----------------|-------|----------|

# ◇ <u>キャンセル規定</u>

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

| ご利用の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合 | 無料                     |
|----------------------------|------------------------|
| 前日の17:00 までにご連絡をいただけなかった場合 | 介護保険での正看護師による訪問看護 1 時間 |
|                            | 相当の基本利用料の 50%とする       |

# 訪問看護サービス契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します

記

## 1 使用する目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、訪問看護計画に基づき、指定居宅サービスなどを円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、又他事業所を利用する場合に使用します。

# 2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は 関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。
- ③第三者への提供

訪問看護計画の提供や主治医等への報告

国保連合会へ介護報酬の請求のための提出

コンピューターの保守のためのデーター提供

提供の手段又は方法として、手渡し、フロッピー、FAX、電話などを用います。

④場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることが出来ます。

## 3 個人情報の内容

- ・氏名、生年月日、年齢、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が訪問看護サービスを 行う為に、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票(必要項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定 結果の意見(認定結果通知書)
- ・医師からの診療情報等の情報
- ・その他の情報

上記の内容以外に特に必要な情報については本人又は家族に了承を得ます。

- ※「サービス担当者会議」とは利用するサービスの担当者、本人、家族と共に利用者の 自立支援の目的を達成するために話し合う場をいいます。
- ※「他事業所」とは、居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、通所サービス、短期入所、 福祉用具などの事業所をいいます。
- ※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

## 4 使用する期間

契約書の契約期間に準じます。